

鳥獣の捕獲に係る入林届出状況

令和7年12月16日現在
米代東部森林管理署

番号	入林予定の場所 (国有林野名・林班等)	捕獲対象鳥獣名	捕獲方法 (銃器・網・わな)	入林の期間	入林の目的			入林者 人 数	備考
						(団体・個人等)	(県内・外)		
1	鹿角市内全域	ツキノワグマ・イノシシ・ニホンジカ	銃器・わな	令和7年4月1日 ~ 令和8年3月31日	有害鳥獣捕獲	団体	県内	8	
2	鹿角市内全域	ツキノワグマ・イノシシ・ニホンジカ	銃器・わな	令和7年4月1日 ~ 令和8年3月31日	有害鳥獣捕獲	団体	県内	77	
3	鹿角市内全域	ツキノワグマ・イノシシ・ニホンジカ	銃器・わな	令和7年4月1日 ~ 令和8年3月31日	狩獵、個体数調整、有害鳥獣捕獲	団体	県内	78	
4	3000~3014、3016~3022、3025~3035、3081~3082林班	ツキノワグマ・イノシシ・ニホンジカ	銃器・わな	令和7年4月5日 ~ 令和7年10月31日	個体数調整、有害鳥獣捕獲	団体	県内	14	
5	米代東部森林管理署管内全域	狩獵鳥獣すべて	銃器・網・わな	令和7年4月22日 ~ 令和8年3月31日	狩獵、個体数調整、有害鳥獣捕獲、指定管理鳥獣捕獲等事業	団体	県内	47	
6	管内全域	熊・ニホンジカ・猪・ヤマドリ・兔等	銃器・網・わな	令和7年4月28日 ~ 令和8年3月31日	狩獵、個体数調整、有害鳥獣捕獲、指定管理鳥獣捕獲等事業	団体	県内	110	
7	大館市長木周辺、大館市比内町大谷周辺、北秋田市七日市明利又周辺、鹿角市八幡平周辺、小坂町砂子沢、相内沢周辺	熊・イノシシ・鹿外	銃器	令和7年11月1日 ~ 令和8年3月15日	狩獵	団体	県内	4	
8	管内全域(立入禁止区域を除く)	狩獵鳥獣すべて	銃器	令和7年12月23日 ~ 令和8年3月15日	狩獵	個人	県内	1	
9				~					
10				~					
11				~					
12				~					
13				~					
14				~					
15				~					
16				~					

注1) 入林予定の場所(国有林野名・林班等)欄は、入林予定の場所に立入禁止区域が含まれる申請となっている場合は「(立入禁止区域を除く)」を付加して記載すること。

注2) 入林の目的欄は、「狩獵」、「個体数調整」、「有害鳥獣捕獲」、「指定管理鳥獣捕獲等事業」、「その他」を記載すること。

注3) 申請者(団体・個人等)欄は、個人の届出の場合は「個人」、団体で届出の場合(構成員名簿の提出がある場合)は「団体」と記載すること。申請が県や市町村の場合は「県」、「市」、「町」、「村」と記載すること。

注4) 申請者(県内・外)欄は、申請者の住所欄が、県内の場合は「県内」、県外の場合は「県外」と記載すること。